

# 住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

## 1 概要

住民基本台帳ネットワークシステムに関し、知事が本人確認情報を提供する知事以外の県の執行機関及び事務を追加するに当たり、所要の改正を行います。

## 2 改正内容

神奈川県教育委員会による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁及び神奈川県公安委員会による道路交通法第 102 条第 4 項の医師の診断書の提出等に関する事務を追加します。

## 3 効果

住民基本台帳ネットワークシステムを利用することにより、住民票の写しの公用請求が不要となり、行政の効率化が図られます。

また、保護者等から提出のあった資料の真正性を直ちに確認することで、正確な就学奨励費補助金を遅滞なく受け取ることが可能となったり、対象者が自身の正確な病状を確認することで、自動車事故を起こす前に、運転免許証の自主的な返納等の判断を早い段階で出来るようになったりする等、住民の方々にとっても利便性の向上が図られます。

## 4 施行期日

令和 4 年 10 月 1 日